

## 入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年5月17日

支出負担行為担当官

中国四国防衛局長 西方 孝

### 1 業務概要

(1) 業務の名称 中国四国地区 (6) 建設副産物処理場調査

(2) 履行場所 広島県広島市外

(3) 業務内容

本業務は、中国四国防衛局管内における建設副産物処理場の所在地、処理能力、処分費等の調査を行い、積算に資する報告書を作成するものである。

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年1月31日まで。

(5) 第三者履行確認の義務付け

本業務は、低価格入札による業務成果の品質低下を防ぐため、第三者履行確認の義務付けを試行する対象業務である。

(6) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。

(7) その他

ア 本業務は、資料提出、入札等を電子入札システムにより行う対象業務である。

ただし、電子入札システムにより難しい場合、発注者に届出のうえ、紙入札方式 (電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。) に代えることができる。

イ 本業務は、契約の一連の手続きを電子契約システムにより行う対象業務である。

ただし、電子契約システムにより難しい場合、発注者に届出のうえ、紙契約方式に代えることができる。

### 2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。) 第70条及び第71条の規定に該当しないこと。

(2) 防衛省における令和5・6年度一般競争 (指名競争) 参加資格 (以下「防衛省競争参加資格」という。) のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」、「土木業務」、「電気業務」、「機械業務」又は「通信業務」のいずれかに係る「A」の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること (会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基

づく再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 次に示す同種業務について、元請けとして、平成26年4月1日から入札公告日までに完了及び引渡しが完了した業務の実績を有すること。

・同種業務：公共事業の積算に係る建設副産物の処理場（最終処分場、再資源化施設を含む）調査、資材価格調査、又は労務費調査

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなす。

(5) 削除

(6) 次の基準を全て満たす技術者を配置できること。

ア 配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ア)から(エ)までに示す条件を全て満たす者であること。

(ア) 削除

(イ) 平成26年4月1日から入札公告日までに完了及び引渡しが完了した業務のうち、元請けとして、次に示す同種業務の経験を有すること。

・同種業務：公共事業の積算に係る建設副産物の処理場（最終処分場、再資源化施設を含む）調査、資材価格調査、又は労務費調査

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなす。

(ウ) 削除

(エ) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係があること。

イ 削除

(7) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までに、中国四国防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 本入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。

(9) 中国四国防衛局が発注した本業務と同一業種業務のうち、令和4年4月1日から入札公告日までに完了及び引渡しが完了した業務の実績がある場合においては、当該業務に係る評定点の平均が65点以上であること。

(10) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(11) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 再委託の内容が、主たる部分の場合

イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合

(12) 削除

(13) 情報保全に係る履行体制について、懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

### 3 入札手続等

(1) 担当部局

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館 7 階  
中国四国防衛局総務部契約課契約審査第 2 係  
TEL : 082-223-7233  
E-mail : keiyaku-cs@ext.chushi.rdb.mod.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 入札公告日から令和 6 年 8 月 7 日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前 9 時から午後 6 時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター  
<https://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

・文書類 : PDF

・申請書類 : Excel

なお、標記以外の形式による提供は行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。この場合、「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済みのもの）、データを保存するために必要な CD-R（未使用に限る。）及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、上記(1)へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）により提出する。なお、この対応により被った不利益や損害については補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

([https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/oshirase/pdf/koji\\_004.pdf](https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf))

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア 提出期限 令和 6 年 6 月 14 日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料（以下「申請書等」という。）の容量が 10MB を超える場合の提出方法等について

は、入札説明書による。紙入札方式による場合、(1)に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

(4) 入札書の提出期限等

ア 提出期限 令和6年7月19日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合、(1)に持参又は郵送等により提出する。電子メールによる提出は認めない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年8月8日 午後3時30分

イ 場所

(ア) 電子入札システムによる場合

中国四国防衛局総務部契約課事務室（広島合同庁舎4号館7階）

(イ) 紙入札方式による場合

中国四国防衛局会議室（広島合同庁舎4号館7階）

4 その他

(1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行広島支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行広島支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 中国四国防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は業務委託料の10分の1以上とする。

(4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者の入札

イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 競争参加資格の確認後、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があった者の入札

エ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

ア 入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内であるもののうち、価格が最も優位な者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、価格が最も優位な者を落札者とすることがある。

- イ 上記の場合において、入札価格が同じ者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づき作成した基準を下回る場合、同令第86条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。
  - (7) 落札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
  - (8) 手続きにおける交渉の有無 無
  - (9) 契約書作成の要否 要
  - (10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
  - (11) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる防衛省競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
  - (12) 本公告に係る詳細については、入札説明書による。